

## 公共事業における賃金等確保法（公契約法）制定を国に求める意見書

今、国や自治体の公共・委託事業をめぐって、人件費を無視したダンピング受注やピンはねが横行し、下請企業や資機材等納入業者及びそこで働く労働者に深刻なしわ寄せが押しつけられている。

労働者の賃金は契約時の積算単価を下回り、二省協定賃金以下に賃金単価や不払いまで起こり、労働条件が「労働も賃金も市場任せ」になっていることを示している。

東京土建三鷹支部が昨年8月26日に行った、三鷹市が発注した「公共工事現場」の聞き取り調査では、実際に現場で就労する労働者は都外の人が多く、市内在住の労働者はわずかであった。

三鷹市が発注する公共工事において市内在住の労働者が就労すれば、市税が市内の労働者に払われ、税金の還流が行われることになり市財政へ返ってくると考える。

1949年にILO（国際労働機関）で「公契約における労働条項に関する条約」が決議され、既に58カ国で批准されている。

また、公共工事においては「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が成立し、参議院では「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」との附帯決議も採択されている。

国民・住民の生活を保障し地域経済の振興を図るべき地方自治体は、みずから発注する公共関連事業や官公需に従事するための労働者の賃金が確保されるように責任を果たすべきと考える。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、生活するための労働者の賃金を資材や商品と同じ市場にさらすのではなく、賃金を底支えする制度となる「公共事業における賃金等確保法（公契約法）」を検討するように求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年6月22日

三鷹市議会議長 金井 富雄